

1.観光

※査証免除措置の定める滞在日数以上を希望する方

①**旅券**・・・残存有効期限 6 ヶ月以上

②**旅券のコピー1 通**(A4)

③**申請書 1 通**([見本](#))・・・旅券上と同様の署名が必要

* [専用ウェブサイト](#)にて個人情報登録完了後、該当用紙 (A4) を要印刷

* 未成年の申請者は、2 枚目下部の代理人欄に要保護者署名+[未成年者 VISA 申請 父母同意書](#)+保護者の旅券コピーと[親族関係が証明](#)
(3 ヶ月以内発行) 出来る書類 (戸籍謄本など)

④**カラー写真 2 枚**・・・サイズ[横 3.5x 縦 4.5cm] /6 ヶ月以内撮影
/輪郭が鮮明なもの

※システム読取のため、左右反転、規格外は受理不可

⑤**申請者名義の往復航空券あるいは次の目的地への航空券**
(日本語、英語、中国語以外は受理不可)

※予約内容の全ページ (編集、スクリーンショットは不可)

⑥**在学/在職証明書 1 通**・・・発行 3 ヶ月以内/フォーマット指定なし/日本語版

⑦**旅行日程表 (スケジュール詳細)**・・・申請者の署名と日付が必要 [観光旅程表 \(サンプル\)](#)

* 滞在中毎日各時間帯 (朝昼晩) の行き先、目的、交通手段、宿泊施設を詳しく書かなければなりません。

* インターネットから既存のサンプルをダウンロードしたり、他人の旅程表を使用したりしないでください。

* 旅行会社の予約確認書の紙原本も可能 (要社判の押印)

⑧財力証明書（二択）・・・（30 万円以上あり、1 ヶ月以内発行のものに限る）

（1）直近 3 ヶ月分の「銀行取引明細書」の原本

或いは

（2）直近 3 ヶ月分の「通帳」の原本とコピー

* 残高証明書や携帯アプリの画面を提示不可

* 社員旅行の場合は会社負担の証明書と在職証明書等（要社判の押印）

* 修学旅行の場合は在学証明書が必要

* 未成年者は、保護者名義の銀行取引明細書も可能

{関係を証明出来る書類が必要（3 ヶ月以内発行）}

⑨現住所証明（二択）

A.日本国籍の方 * 本人申請・・・原本要提示[住民票・運転免許証・健康保険証]（いずれか 1 点）

* 代理申請・・・申請者の上記証明書いずれかの全頁コピー[住民票のみ要原本]

※代理人の身分証明書/委任状は不要

B.日本国籍以外の方

※来日（許可）1 年以上のものに限る。

（ベトナム、ミャンマー、カンボジアの方を除く）

※日本の非在留資格所有者は通常より審査が長引く事がある

* 本人申請・・・在留カード原本と両面コピー 1 通(A4)

* 代理申請・・・在留カードの両面コピー 1 通(A4)

⑩**査証費用** (受理後のキャンセル・返金不可)

* 書類を追加する場合がございます

* 台湾/日本以外で発行された書類は、発行地の台湾の在外公館にて認証を事前に受けてください。

※北朝鮮国籍の方・・・要本人申請 上記に加え、下記 a～e が要提出

- a. 日本の再入国許可書 1 通・・・残存有効期限 6 ヶ月以上
- b. 日本の再入国許可書のコピー 1 通・・・押印のある全ページ
- c. 質問書 1 通・・・本処にて申請者が記入
- d. 宿泊施設の予約証明書 1 通
- e. 会社負担の社員旅行の場合も、「1-⑦」の書類が必須